

## 緊急時の対応について

### 1. 暴風を含む警報、特別警報、危険警報の発表時における措置

#### ①臨時休業

午前7時の時点で、大津市南部に、「暴風を含む警報、特別警報(警戒レベル5)、危険警報(警戒レベル4)」が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。

(テレビ等で確認をお願いします。この場合、学校からの連絡はありません。)

※途中で警報が解除になった場合も、その日は臨時休業となります。

※気象庁の「気象情報の細分区域」では、瀬田北中学校は「大津市南部」に入ります。

#### ②終業時刻の繰り上げ

登校後、「暴風を含む警報、特別警報(警戒レベル5)、危険警報(警戒レベル4)」が発表された場合や「暴風を含む警報、特別警報(警戒レベル5)、危険警報(警戒レベル4)」の発表が必至と判断される場合には、状況を考慮して下校の措置をします。

### 2. その他の警報(大雪等の警報)発表時における措置

原則的に平常授業を行います。この場合であっても、登下校時の生徒の安全確保が憂慮されるときは、特別の指示(臨時休業、始業開始時間および下校時間の変更等)を出すことがありますので、その場合は指示に従うようお願いいたします。

また、登下校途中に、危険箇所がある場合や危険が予測されるような場合には学校へ連絡をお願いいたします。(瀬田北中学校 543-2073)

### 3. その他

○前日の下校後から当日の午前7時までの間に、大津市において震度5弱以上の地震を観測した場合は、その日は臨時休業とします。

○滋賀県に「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。また、翌日の部活動も停止とします。

※留守等により、鍵がかかっているため、自宅に入れないなどの状況で困らないよう、非常の場合はどうするかを確認してください。